

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	上下水道局
職 位	職員
年 齢	45歳
性 別	男性
処分内容	免職
処分理由	<p>当該職員は、病気休暇中であった平成30年9月25日(火)、自宅で飲酒した後に自家用車を運転し、午後4時30分頃、多摩区長沢4丁目の道路において民家の門柱や塀、電柱等計5か所に車を衝突させた。</p> <p>その後、道路交通法違反(酒気帯び運転)により、令和2年1月23日(木)に起訴され、同日、略式命令により罰金50万円に処せられた。</p> <p>また、同年4月1日(水)に運転免許取消処分を受けた。</p> <p>かかる行為は、常に法令を遵守し高い倫理観を求められる公務員としての自覚と責任感の欠如による信用失墜行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行と認められる。</p>
処分年月日	令和2年4月24日
備 考	

問合せ先
川崎市上下水道局総務部庶務課長
044-200-3095